

平成 15 年度に整備を完了し、 運用を開始した事業の事後評価概要

1. 本年度の事後評価対象事業

事後評価を実施する対象事業は、「航路標識が運用を開始した時点から 5 年の期間が経過した事業」とされており、今年度は平成 15 年度に整備を完了し、運用を開始した次の 2 事業が対象となる。

光波標識（障害標識） 2 事業（2 標識）

2. 事業の評価手法

評価は、航路標識整備事業の費用対効果分析マニュアルに基づき、費用便益分析等の手法により行った。

3. 費用便益分析

事後評価手法により実施した 2 事業の費用便益分析結果は、対応方針（案）等一覧のとおりである。